

第354回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第354回入札監理小委員会

議事次第

日 時：平成27年2月27日（金）14:16～15:02

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○政府米販売等業務（農林水産省）

2. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、関根専門委員、辻専門委員、早津専門委員

（農林水産省）

生産局農産部貿易業務課 渡邊課長、清水調整官、滝沢指導官、田口専門官、小俣指導官

（事務局）

新田参事官、金子参事官

○石堂主査 ただいまから、第354回「入札監理小委員会」を開催いたします。本日は、農林水産省の政府米販売等事業の実施要項案の審議を行います。

最初に実施要項案について、農林水産省生産局農産部貿易業務課の渡邊課長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○渡邊課長 渡邊でございます。よろしくどうぞお願いいたします。私の方から前段で、概要だけお話しさせていただいた上で、担当の方から御説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、平成27年度の受託事業の選定でございますけれども、まず、見直しの内容については、詳細に担当の方から御説明させていただきたいと思っております。

本件、政府所有米穀の販売、保管、輸送についての一連の業務を包括的に民間業者に委託するというところを、今、実施させていただいておりますけれども、平成23年度から透明性を確保するという観点から、公正な競争の下で民間業者の創意と工夫を適切に反映させるという視点にも立って、公共サービス改革法に基づく民間競争入札のスキームに即しまして、本委員会におきまして御審議いただいております。

その上で、入札等を実施させていただいておりますが、結果といたしまして、御報告でございますが、それぞれの年度におきまして、複数の業者、3業者の受託事業体と契約を締結させていただいております。

御指摘に従いまして、前回は保管料について、競争入札というところで、見直しを行ったというところでございます。

続きまして、平成27年度の見直しの内容でございますが、民間委託に移行をいたしまして、5年の経過というところでございます。来年度につきましては、これまでの委員会の御指摘も踏まえまして、諸課題を改善するという観点から、大きく2つ見直しを行いたいと考えてございます。

1点目は、落札者の決定方法の見直しでございます。手数料収入というところがまずございますが、販売手数料と物品管理手数料ということで、今まで2区分になってございました。現在は競争対象が販売手数料のみとなっておりますので、平成27年度におきましては、物品管理手数料についても、入札対象として明確化した上で、包括的に統合した上で、入札対象とさせていただくということとしております。これを踏まえまして、落札者の決定に用います価格の算定におきましても、今までは入札対象外となっていた部分も含まれるように改めたいと思っております。

輸送経費につきましても、競争の対象ということについて検討すべきとの御意見をいただいておりますが、輸送経費につきましては、前提となります業務量、具体的に申し上げますと、輸送の数量、輸送時期、距離、季節別の単価等、大きく変動するということから、入札参加者が算定することがなかなか技術的に難しいという面があるとともに、平成26年度におきまして、保管経費につきましても、競争対象としたわけでございますが、相当

混乱が起きまして、倉庫スペースの確保という意味でも、なかなか難しいという現状がございます。

そういう意味では、平成27年度におきましては、保管料経費の入札状況や、保管状況の実施状況を検証した上で、輸送経費等については引き続き検討を行っていきたいと考えております。

見直しの2点目でございます。入札参加資格ということでございますが、本業務の一部を受託事業者が第三者に委託する場合、国から支払われる委託料の透明性を確保する観点から、これまで数量または金額の50%を超えて支配関係のある者に委託または再委託してはならないというところについて、実施要項等に明記してございますが、昨年御指摘いただいたことを踏まえまして、その割合につきまして、50%から30%に引き下げたいということでございます。

その他、表現等の整理等、所要の修正を行ってございますが、受託事業者との業務内容を変更するものではございません。

本日は、この後、詳細な改正内容等について、担当から御説明させていただきますので、御審議いただきますよう、よろしくどうぞお願いします。

以上でございます。

○小俣指導官 生産局貿易業務課の小俣です。よろしくお願いいたします。

昨年、説明を受けていない委員の先生もいらっしゃるということでございますので、政府所有米穀の販売等業務の民間委託の内容につきまして、短時間でかいつまんで、ポイントだけ説明させていただきたいと思っております。

こちらのA-3という横の資料を御覧いただきたいと思います。

まず、1番目の「米穀の売買・管理業務の概要」でございますけれども、米が主食として役割を果たし、かつ重要な農産物としての地位を占めていることを踏まえまして、食糧法という法律に基づきまして、適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、国内産米及びMA米と呼ばれている外国産米の買い入れ、売り渡しを実施するということになっております。

また、国際約束がございまして、これを履行するために国は毎年、MA米77万トンを実実に輸入する必要があります。ただし、このMA米につきましては、平成5年のMA米導入時の閣議了解に基づきまして、国内産米の需給に悪影響を与えないようにするため、国内産米では十分に対応しがたい用途である加工用でありますとか飼料用など、主食用以外の用途に販売するというようにしてございます。

2ページ目でございますけれども「棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方」でございますが、米穀の備蓄は、国産米100万トン程度となるように運営しているという状況でございます。買い入れた備蓄米は、米が不足するときの放出を除いて、5年程度備蓄した後に、国内産米では十分に対応しがたい用途に販売するという、棚上げ備蓄方式というもので実施しております。

また、備蓄米の買い入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないように、事前の播種前の契約を競争入札においてしているという状況でございます。買い入れ数量はその時々需給状況で、今年などは非常に緩和してはいますが、大幅に増減してしまうという状況でございます。買い入れ場所も、実際に入札が終わって見ないと確定できないというものでございます。

続きまして、1ページめくっていただきますと「備蓄運営の状況」というものがございます。

備蓄米の6月末在庫はおおむね90万トンから100万トン程度で推移してはございますが、備蓄米の買い入れにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、御覧のとおり、国内産米の需給動向、価格動向で数量が大幅に変動するものでございます。

また、右の図を見ていただきますと、平成25年産米でございますけれども、平成26年6月現在で、平成19年産あるいは平成20年産といった、保管期間が5年を超えるような古米を大量に在庫している状況にございましたので、不測の事態には主食として食べるものから、品質のよいお米を供給できるように、当時、米穀機構というところが所有しておりました平成25年産のお米と古い備蓄米の交換を行ったというところでございます。この結果、平成25年産米を預かる受託事業体の業務量は、大幅に数量が増加するというところになりました。

続きまして、1ページ飛んでいただきまして5ページ目「政府所有米穀の販売等業務委託費のイメージ」でございます。本業務に係る6年間の委託費は、平成27年度概算決定ベースで411億円ということになってございます。この委託費の支払い項目は大きく2つに分かれまして、受託事業体の収入となるものと、受託事業体の収入とならないものと区分することができます。

受託事業体の収入となるものには、販売数量に応じて支払われる「販売手数料」と、年度末在庫に応じて支払います「物品管理手数料」がございまして、収入とならないものには「保管経費」「運送経費」「カビ確認経費」などがございまして、毎月の実績に応じて、受託事業体が委託先に支払うというものでございます。

このような委託費の構成の中で、平成25年度までは、一番左側の赤字でございます販売手数料単価のみをこの競争の対象としておりましたけれども、平成26年度は競争の対象を拡大いたしまして、青字の保管経費単価を入札対象といたしまして、また、真ん中の青字の物品管理手数料につきましても、販売手数料単価と同額を適用するというところで、実質的に競争原理を導入するというようにしてございます。

またその下の緑字のところでございますように、平成27年度はこの2つの手数料を統合するというところを検討しているところでございます。

続きまして、2ページめくっていただきまして、7番の「契約期間のイメージ」でございます。本業務の実施期間は、棚上げ備蓄方式といたしまして、不足時以外は5年程度保管して6年目に販売するというようにしてございますので、受託した米穀の販売に要する

期間も勘案しまして、この6年という期間を設定させていただいております。

続きまして、8ページ目でございます。本業務の包括的な民間委託後の見直しの概要でございます。

まず一番上、平成23年度とございますが、これまでの変遷を御説明しますと、平成23年度に公共サービス改革基本方針におきまして対象事業となりまして、この基本方針に従って実施要項を定め、受託事業体を選定したというところでございます。

平成24年度は、東日本大震災がございました。災害時に機動的に備蓄米が供給できますよう、備蓄用精米加工業務を実施することとしまして、また、不適正な流通が行われないように、今までは変形加工といって、加工用にお米を砕いて売っていることをしてまいりましたが、米の適正流通に係る法整備や監視体制の整備が行われましたので、これを廃止としております。

平成25年度は「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」という法律が施行されましたので、それに伴い必要な事業を位置づけました。それから、受託事業体が販売等業務の一部を第三者に委託する場合において、5割を超えて特定支配関係を有する者に委託できないということを位置づけたところであります。

平成26年度は、販売手数料と保管経費をそれぞれの単価を入札いたしまして、委託費の総額にそれぞれ換算するという算式に当てはめた上で、落札者を決定するというしております。物品管理手数料は販売手数料と同単価で支払うというところでございます。

このように、これまでも課題あるいは入札監理委員会の御指摘に対応しまして、所要の見直しを行ってまいりました。平成27年度の受託体の選定に当たっては、より競争原理を導入するために、物品管理手数料を販売手数料と統合するという見直しを行うとともに、これを踏まえて落札者決定に用いる算式に物品管理手数料部分を含むように見直しを行う必要があると思っております。

平成25年度に位置づけました、販売等業務の一部を第三者に委託する場合における特定支配関係を有する者に委託できない割合を、5割から3割に引き下げる必要があると考えております。

続きまして、9-1以降は「民間競争入札実施要項に関する考え方」ということで、9-1だけですけれども「本業務の『質』に関する事項」といたしまして、従来、国が実施していた業務を民間の事業者が実施するということとなりますので、安全の確保、事故米がございましたので適正流通の確保、それから、備蓄の適正な運営の確保を本業務の質としておりまして、安全の確保、適正流通の確保は、平成20年に発生しました事故米の問題を反省しまして、二度とこのようなものが流通しないように措置してございまして、非常に重要なものだと考えているところでございます。

最後のページに、これまでの業務委託状況をつけさせていただいております。

説明は以上でございます。

○滝沢指導官 貿易業務課の滝沢と申します。

資料A-6、民間競争入札実施要項を御覧いただきたいと思いますが、これに基づきまして、今年度の主な改正点、若干重複する部分もございりますが、説明させていただきます。

まず最初に、2ページの第1の4の「委託費の支払方法」のところでございます。この点につきましては、先ほど説明したとおり、昨年度は競争の対象を拡大し、保管経費単価を入札対象とするとともに、物品管理手数料は販売手数料の入札単価と同額を適用することとして、実質的に物品管理手数料を競争対象としました。今年度は、入札対象を明確化し、より競争原理を導入するため、販売手数料と物品管理手数料を統合し、取扱手数料として入札対象とすることとしております。

続きまして、5ページ、第3の1の(9)の入札資格についてでございます。25年度入札から、保管運送等業務の一部を第三者に委託する場合に、特定支配関係を有する者に委託できないことを位置づけておりますけれども、25年度はこの比率を50%としましたが、市場の状況を踏まえた適正な委託を行うということと、業務の現状を踏まえて、この比率を30%に引き下げることにしております。

続きまして、10ページ「落札者決定に当たっての方法」でございますが、これについては、昨年度は入札参加者が入札書に記載した販売手数料単価と保管経費単価を、契約中の支払い総額に換算した価格が低いものから順次、落札者として決定することとしております。これについても、先ほど説明したとおり、販売手数料と物品管理手数料を取扱手数料と統合したということから、今年度は物品管理手数料の部分が含まれるように見直してございます。

続きまして、27ページの第3の「震災等対応マニュアルの整備」ということで、この点につきましては、受託事業体は不作時以外にも震災等が起きた場合にも、備蓄米の販売業務を円滑に行う必要があるということから、あらかじめ震災対応マニュアルを作成し、届け出るということに改正してございます。

続きまして、45ページと50ページになりますけれども、45ページのところを御覧いただきたいと思いますが、受託事業体と買受予定者が、政府所有米穀を販売する際に契約する売買契約書の約定でございますが、この点につきましては、加工用に販売する場合、第2条のところに用途を限定して販売することとしておりまして、この点について、具体的には48ページの方になりますけれども、付録として、加工用の用途として、酒類用であるとか調味料用であるとか、そういう具体的な用途をより明確化したところでございます。

主な改正点は以上でございますけれども、年度が変わるということで、若干の業務指標の更新であるとか、表現ぶりの訂正等の見直しを行って、本業務を適切に実施していきたいと考えております。

続きまして、資料A-4を御覧いただきたいと思いますが、「保管経費を競争対象としたことに伴う影響について」ということでございますけれども、昨年度、保管経費単価についても競争対象としたところでございますが、この結果、販売手数料の単価は増額となっ

たものの、保管料経費単価は従来に比べて1割から2割減少をしたということでございます。

この価格をもちまして、落札者決定者に用いる算式を適用しておりますけれども、どうしても保管料経費のウェイトが大きいということがございまして、実態よりもそれが大きいということから、保管経費単価の競争が激化したという結果、備蓄米であるとかミニマムアクセス米を保管できないという倉庫業者も少なからず存在し、倉庫の確保が非常に困難になったということ、あるいは新しい倉庫の建設という意欲も非常に低下して、このままでいくと米の備蓄制度の維持が非常に難しい状況になると考えてございます。

更に、先ほど御説明したとおり、ミニマムアクセス米については、国際約束で1年間に77万トンの輸入をしなければならないということになっておりますので、保管場所が確保できないと、そういった輸入にも支障が生じかねないということでございます。

更には、政府買入れの場合におきましても、国内産米の買入れをする倉庫が同一県内に確保できなくて、生産地から遠い倉庫まで生産者負担で運ばなければいけないという事情も発生しているということでございますので、そういった混乱が生じているということでございます。

このようなことから、先ほど説明しましたとおり、平成27年度においては、販売手数料単価と同額としていた物品管理手数料を落札決定に反映すると、所要の改善を行いながら、引き続き入札状況であるとか事業の定着状況を確認しながら、必要な改善等の見直しを行っていきたいと考えてございます。

続きまして、資料A-5でございますけれども「運送経費を競争対象とする場合の課題」ということでございますが、これにつきましても、平成20年の事故米の発生以降、米穀の食の安全については厳格に対応してきたというところでございますけれども、効率化を追求する余り、他の民間貨物との積み合わせによる運送という中で、非常に目視等の感覚では確認できないような汚染といいますか、異臭がつくとか、そういった事例もあって、食の安全であるとか、適正な流通が十分確保できなくなるようなおそれがあるということでございます。

また、運送経費の算定基礎となる距離であるとか数量、単価については、いずれも変動が非常に大きいというようなことで、入札参加者が入札の時点で入札価格を算定するのは非常に厳しい状況にあるのではないかと考えております。具体的には、運送数量とか、距離という、備蓄米の買入入札の結果に基づき保管場所が決定し、米の需給が不足した場合に放出されますけれども、国の備蓄が棚上げ方式ということで、5年後に非主食用に販売するというようなことで、そのときの状況がなかなか見通せないという状況にあります。

また、運送単価については、原料のガソリン価格の動向等、非常に先を見通すことが難しいという状況、あるいは車両の確保とか人手不足ということから、経費も年々上がっているという状況でございます。

こういったことを踏まえて、昨年、保管経費単価を見直したことによる混乱の状況を踏

まえながらも、更に、そういった技術的な問題を解決する必要がありますので、引き続き、そういった状況について検討をしながら、整理をしていく必要があると考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項案につきまして、御質問、御意見のある委員は、御発言をお願いいたします。

○井熊副主査 御説明ありがとうございます。

まず、資料4とか5とか、この辺の説明の内容が農水省さんの御意見の底流にあるのかなと思うのですが、例えば資料4にある、競争を取り入れると保管業者が拒否をするとか新規投資意欲がなくなるというのは、一般の市場では余り考えられないことで、普通、競争市場の中で皆さん投資されていますので、これは米の備蓄の市場が普通の市場とは違うということ述べていることだと思います。

そういう市場を競争市場に持って行くのであれば、激変を緩和するということは、政策サイドとして十分あり得ることかと思いますが、それをどういうプロセスで普通の市場に持って行くのかということ御検討されるべきなのではないかと思えます。

運送経費においても同じことで、効率性を追求し安全を両立しているというのは、これも一般のマーケットで普通に行われていることですし、ほかにもいろいろな安全性を重視している食品等もあるわけですから、これも非常に特殊な意見ではないか。米に特殊性があるというのは十分存じ上げているつもりですが、であるなら、少しでも近づけるようなプロセス、アプローチの方法というのをお考えになるというのが一番の筋かなと思えます。

質問させていただきたいのですが、先ほどの3の「備蓄運営の状況」のところ、備蓄米の買入れというものは非常に大きく変動されているという御説明がありましたが、一方、8番の民間委託後の見直しということで、平成24年度に「東日本大震災を踏まえ、災害時に機動的に」云々とありますが、平成23年、24年というのは、ちょうどその辺の影響を受けた年だと思うのですが、この辺の大きな数字の変化というのは、こういう影響というのは関係ないのですか。

以上です。

○石堂主査 いかがですか。

○清水調整官 貿易業務課の清水と申します。よろしくお願いいたします。

1点目で、この買入数量のことでございますけれども、確かに平成23年の3月11日、播種前契約の入札の途中で東日本大震災が起きました。それによりまして、お米の収穫数、生産量が減るのではないかとということがありまして、要するに、市場の価格が高騰したということで、市場の方の価格が高騰するということは、備蓄米はある程度備蓄用ですので、それほど高い価格のものを買入れませんので、どうしても市場の方にお米が流れた感じで、備蓄の方にお米が回ってこなかったという結果でございます。

これが平成23、24年ですね。平成24年も引き続き、影響を受けたろうと。平成25年までは、若干そういう災害も踏まえ、買入数量が、もともとの予定よりも下がってしまったというのが原因でございます。

○井熊副主査 ありがとうございます。

○石堂主査 ほか、いかがですか。

どうぞ。

○辻専門委員 資料A-6の実施要項の、通し番号2ページ目です。3の「本業務の質に関する事項」の(1)の①、アです。「政府所有米穀の安全の確保」という部分なのですが、こちらで食品衛生法等の基準に適合する米穀を販売することということが書かれているのですが、これはここに列挙されているカビ確認とカビ毒検査をすればそれで足りると判断するのか、それとも、多分、食品衛生法等いろいろな法令でそれ以外にも食品が満たしているべきいろいろな要件があると思うのですけれども、そのほかの雑多な要件についても満たすことを求めているらっしゃるのでしょうか。どういうわけでしょうか。

○滝沢指導官 当然、食品衛生法の基準に適合するものを求めています。

○辻専門委員 ですと、このカビ毒の検査以外にも、実質上は求めているらっしゃるという理解でよろしいですか。

○渡邊課長 政府所有米穀の中には、備蓄米とMA米と両方あるわけでございますけれども、MA米につきましても、輸入時にきちんと食品衛生法の規格基準に基づきまして、安全性の検査を行って、合格したもののみ買い入れるということをやっております。そういう意味では、まず輸入物については水際での検査、国内におきましても、しかるべきこういうカビ毒等、必要な検査というところをやりまして、食品衛生法上問題がないというもののみ販売をしているということでございます。

○石堂主査 ほか、いかがですか。

○関根専門委員 御説明ありがとうございます。

資料のA-4とA-5について、お伺いしたいのですけれども、先ほども少しお話がありました。こちらについて影響が非常に大きいために対応を検討しているということですが、ここでおっしゃっている意味合いを確認させてください。

まずA-4ですけれども、「平成26年度の事業では、『落札者決定に用いる算式』における保管経費のウェイトが実態よりも大きくなっている」という点です。これは前年度になかったせいかもしれないですが「実態よりも大きくなっている」という意味合いが分かりづらいので、どういったことかを教えていただきたいということです。

それから、混乱が起きたということは、先ほども話があったとおりに思いますけれども、では、運送経費についても、混乱が起きないようにしつつ、緩和しつつ、競争対象というのはいずれ考えていかなければいけないのではないかと考えているのですが、ここで、運送というのは備蓄米を備蓄のために倉庫に入れて、それから5年後までは基本的には動かさない、ということは、それほど頻繁な運送ではないという理解でいいのでしょうか。も

しそうであるとすれば、安全ということを考えればいろいろあるのでしょうかけれども、予算というのは、当然持っていらっしやるのではないかと思います。非常に動きの幅が大きいということなのですが、どの程度大きい話なのかと思うのです。運送単価が大幅に変化するというのは民間でも非常に頭の痛い問題ではあることは確かなのですが、例えばそれだけの話なのか、説明資料によりますと、距離もすごく動くということなのですが、単純に考えれば、一つ一つは当然動きますが、全体的には結構ならされるような気もするのですが、そのあたりというのはどう考えたらいいのでしょうか。一般の会社であれば、そうした点を考えて運営しているものですので、そのあたりのイメージが湧かないため、もう少し教えていただきたいと思っています。

○清水調整官 まず、運送経費について、実態に合わないというのは、これまで保管の方の保管単価、174期の積み期、要するに保管期間と販売手数料の数量しか見ていなかった。保管経費というのは5年間やりますので、金額的には大きくなる。総金額が大きくなるのです。要するに単価掛ける5年間の積み期を計算しますので、それに対して販売手数料の方は、今まで物品管理手数料の方が入っていなくて、その積算に販売手数料の分しか入っていなかったのです。

だから、それを今度、新たに物品管理手数料の方の、当然5年間保管しますので、その分を保管単価に比べれば、物品管理の方が入っていなかったのをそれを入れました。そういうことでございます。

○渡邊課長 この横の資料の5ページ目にフローがあるかと思いますけれども、今回、取扱手数料ということで物品管理手数料も含めた形で統合した場合には、この金額のバランスまで保管料のウェイトが下がってくるということでございます。ウェイトの話はそういう意味でございます。

○石堂主査 ほか、いかがですか。

私の方から、前回から保管経費を入れて、保管経費のボリュームが非常に大きいのですから、そこでがっと競争した結果、はっきりいうと、そのしわ寄せが倉庫業とかそちらの方に行って、非常に不満が出ているということで、今回、ここは物品管理手数料も入れるということで、競争の方の保管経費のボリュームのシェアを若干低める。これは一つ対応だろうと思うのですけれども、ただ、これは恐らく保管経費の方が圧倒的に大きいのですから、そんなに効かないのではないかという気がするのです。

ですから、これだけでは恐らく業者さんの不満は解消されない。それで、なぜ業者さんが不満を言うかという、どちらかという先ほど、ちょっと言葉はよくなかったかもしれませんが、しわ寄せが行ったからだと思うのです。そうすると、それはいわば公正取引のような観点から見たときの、業者に対する指導が今、官庁ができるのかどうか私、ちょっと自信はないのですけれども、業者間のルールに対して、そんなことまではやるべきではないということを加えないと改善されないのではないかという気がするのです。

質問としては、今回の物品管理手数料を加えたということは、そう十分な効果を発揮し

ないのではないかと私は恐れますが、そこはいかがですかというのと、業者さんに対する指導というのは、一義的には余りやらないものなのかという、その辺をちょっとお聞きしたいということなのです。

○渡邊課長 物品管理手数料を包括的に入札の対象としたということにつきましては、バランスの意味もあるのですが、昨年までは販売手数料をそのまま物品管理手数料として置いておいたということで、逆に言えば、競争条件が働いていなかったというところがございますので、競争条件を整備するという意味では、まず一つ、一歩前に出たのかなと思います。

結果として、ウェイト的にも多少はバランスがこれによって改善される。おっしゃるとおり、それで全てが改善するとは我々も思っておりませんが、多少でも薄くなるのかなと思っております。

それから、保管料の関係でございます。一つは競争が行われたことによって、いろいろな結果が起きているというところがございます。それはあくまで民ベースの話でございますので、我々がこういう競争原理を導入したということ踏まえて、ただ、我々としては、契約書に基づきまして、最低限やっていただかなければいけないことをやっていただく必要があると。しかも、5年間きちっと持っていただくということが必要でございますので、そこを認識していただいた上で、きちんとやっていただける方に引き続きやっていただく。それも当然、競争原理の下でやっていただくということに変わりはありません。

2点目、業者への指導みたいなお話があったかと思いますが、なかなかこれはこういう時代ですので、それはできないと思っております。

○石堂主査 できないということは、下請の業者さんが、いわば、大きな声を出して、公正取引法から見てもおかしいということがなければ、積極的に農水省の方からどうこうということにはならないという理解ですね。

○渡邊課長 口を出すべきところというのは、こういうオープンな御時世からいいますと、なかなかないのかと。あくまで入札、それに基づく契約というのが大前提として置かれるべきではないのかと認識しております。

○石堂主査 分かりました。そういう意味では、今回、手数料の部分も若干加味したことで、もう1年様子を見るというように近いという理解でよろしいですね。

それから、先ほども関根委員の方から運送のお話がでていましたけれども、これの6の絵で見ると、運送というのはあちらこちらで発生する絵になっていますね。見積もりが難しいというのは、いわばこの何カ所もある運送全部に全く共通、同程度に難しいのか、この辺はほぼ見込めるのです、この辺はなかなか見込めないのですという何かその差はあるのですか。この絵を見ますとみんな「※運送」としか書いていないので、私も素人でその辺がよく分からないのですけれども、このトータルが運送だと思うのです。それが77億だという話ですから。

○渡邊課長 これはちょっと答えになっていないかもしれませんが、イメージとし

て、北海道の地図を頭にお浮かべいただいたとすると、あそこの稲作地帯というのは上川とか旭川とか、あるいは南側はすごく広い地域になっているというのは御理解いただけると思いますが、その中で、その年の備蓄米が、例えばどの農協さんが手を挙げて国に売ってくるかというのは、結果でしかないものですから、距離という意味では、なかなかそこはちょっと難しい面があるのかと。それは都府県においても、極めて面積が大きいような福島とか長野とかいろいろございますので、そこはなかなか、契約して、年を越えて、今まさに備蓄米の入札をやっている状況ですので、そこはなかなか難しい面はあるのかなと認識しております。

○石堂主査 いわば、受け入れから、それを最後販売するまでどの局面においても、なかなか運送費というのは難しそうだという感じですね。分かりました。

それから、もう時間も押しているのだけれども、全然本質的でないのですが、3の「備蓄運営の状況」という中で、公益社団法人である米穀安定供給確保支援機構の保有米と交換したということが書いてあるのですが、これは等価交換なのかというのと、この機構さんは古い米をもらってどうするのか、ちょっと疑問に思ったのです。

○清水調整官 これにつきまして、平成26年産は市場価格が暴落して、民間の取り組み、民間の皆さんが出したお金で、米を一時的に米穀安定供給確保支援機構が買い取って、米穀安定供給確保支援機構がそれを基本的には餌用に処理する、要するに主食用の世界から隔離するということをしたのです。

ただ、そのとき平成25年産ですから、当時は新米です。我々が持っているのは、この表にありますように、平成19年産、平成20年産の5年を超える米がありました。この米を当然また我々も処理したいのですけれども、在庫量がなかなか買えなくて、在庫量が100万トンぎりぎりだったので、なかなか処理できなかったということなので、平成25年産を買い入れて、かわりに政府が持っている平成19年産と平成20年産を機構に売って、機構がもともと餌に処理する予定だったので、うちから買い入れて、それを餌に処理したということでございます。

○石堂主査 ほか、いかがですか。よろしいですか。

それでは、本実施要項案の審議はこれまでとさせていただきますが、事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本実施要項につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了し、改めて小委員会を開催することはしないということでございます。

今後、実施要項の内容等について、何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、更なる質問あるいは確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。